

社会医療法人の認定等要件(救急医療等確保事業)の関係規定(抜粋)

【医療法第42条の2第1項本文】

医療法人のうち、次に掲げる要件に該当するものとして、政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたもの(以下「社会医療法人」という。)は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、その収益を当該社会医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める業務(以下「収益業務」という。)を行うことができる。

※社会医療法人は「収益業務」として特別養護老人ホームや不動産賃貸業等を行うことができるほか、社会医療法人債の発行や法人税や固定資産税等非課税措置など税制上の優遇を受けることができる。

【医療法第64条の2第1項】

都道府県知事は、社会医療法人が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、社会医療法人の認定を取り消し、又は期間を定めて収益業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第42条の2第1項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。
- 二～六 (以下、略)

【医療法第42条の2第1項第4号】

救急医療等確保事業(当該医療法人が開設する病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載されたものに限る。次条において同じ。)に係る業務を当該病院又は診療所の所在地の都道府県(次のイ又はロに掲げる医療法人にあっては、それぞれイ又はロに定める都道府県)において行っていること。

- イ 2以上の都道府県において病院又は診療所を開設する医療法人(ロに掲げる者を除く。)当該病院又は診療所の所在地の全ての都道府県
- ロ 1の都道府県において病院を開設し、かつ、当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める第30条の4第2項第12号に規定する区域に隣接した当該都道府県以外の都道府県の医療計画において定める同号に規定する区域において診療所を開設する医療法人であつて、当該病院及び当該診療所における医療の提供が一体的に行われているものとして厚生労働省令で定める基準に適合するもの
当該病院の所在地の都道府県

【医療法施行規則第30条の35の2】

(法第四十二条の二第一項第四号ロの厚生労働省令で定める基準)

法第42条の2第1項第4号ロに規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 当該医療法人の開設する病院の所在地の都道府県及び当該医療法人の開設する診療所の所在地の都道府県(当該病院の所在地の都道府県が法第30条の4第1項の規定により定める医療計画(以下この号及び次号において「医療計画」という。)において定める同条第2項第14号に規定する区域に隣接した当該都道府県以外の都道府県をいう。)が、それぞれの医療計画において、当該病院及び診療所の所在地を含む地域における医療提供体制に関する事項を定めていること。
- 二 当該医療法人の開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院が、当該医療法人の開設する病院の所在地を含む区域(当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める法第30条の4第2項第14号に規定する区域をいう。)及び当該区域に隣接した市町村(特別区を含む。)であつて当該都道府県以外の都道府県内にあるもの(第四号において「隣接市町村」という。)に所在すること。
- 三 当該医療法人の開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院が相互に近接していること。
- 四 当該医療法人の開設する病院が、その施設、設備、病床数その他の医療を提供する体制に照らして、当該医療法人の開設する診療所(隣接市町村に所在するものに限る。)における医療の提供について基幹的な役割を担っていること。